

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月5日

【会社名】 群栄化学工業株式会社

【英訳名】 Gun Ei Chemical Industry Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 有 田 喜 一 郎

【本店の所在の場所】 群馬県高崎市宿大類町700番地

【電話番号】 027 - 353 - 1818 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 瀧 井 康 雄

【最寄りの連絡場所】 群馬県高崎市宿大類町700番地

【電話番号】 027 - 353 - 1810

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 瀧 井 康 雄

【縦覧に供する場所】 群栄化学工業株式会社東京支店  
(東京都中央区京橋1丁目14番4号)  
群栄化学工業株式会社大阪支店  
(大阪市北区芝田2丁目2番17号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成28年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金3円 総額212,759,742円

ロ 効力発生日

平成28年6月29日

#### 第2号議案 株式併合の件

イ 株式併合する株式の種類及び割合

普通株式10株を1株に併合

ロ 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

ハ 効力発生日における発行可能株式総数

17,621,100株

#### 第3号議案 定款一部変更の件

平成28年10月1日を効力発生日として、第5条に定める発行可能株式総数を1億7,621万1,000株から17,621,100株に、第7条に定める単元株式数を1,000株から100株にそれぞれ変更するものであります。

#### 第4号議案 取締役6名選任の件

取締役として、有田喜一氏、有田喜一郎氏、吉村正司氏、額田寛氏、岩淵滋氏、田村正明氏の各氏を選任するものであります。

#### 第5号議案 監査役2名選任の件

監査役として、早川洋氏、二宮茂明氏の各氏を選任するものであります。

#### 第6号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を「年額3億円以内(うち社外取締役3千万円以内)」に改定するものであります。

#### 第7号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を「年額36百万円以内」に改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	54,690	395	0	(注)1	可決 (96.42)
第2号議案 株式併合の件	54,781	300	0	(注)2	可決 (96.58)
第3号議案 定款一部変更の件	54,827	258	0	(注)2	可決 (96.66)
第4号議案 取締役6名選任の件					
有田 喜一	50,316	4,769	0	(注)3	可決 (88.70)
有田 喜一郎	51,346	3,739	0		可決 (90.52)
吉村 正司	54,796	289	0		可決 (96.60)
額田 寛	53,806	1,279	0		可決 (94.86)
岩淵 滋	52,714	2,371	0		可決 (92.93)
田村 正明	54,764	321	0		可決 (96.55)
第5号議案 監査役2名選任の件					
早川 洋	48,771	6,314	0	(注)3	可決 (85.98)
二宮 茂明	53,940	1,145	0		可決 (95.09)
第6号議案 取締役の報酬額改定の件	51,940	3,145	0	(注)1	可決 (91.57)
第7号議案 監査役の報酬額改定の件	54,145	940	0	(注)1	可決 (95.46)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。